

『千葉公園 子どもの文化振興実行委員会』 会則

(名 称)

第1条 本会は、『千葉公園 子ども文化振興実行委員会』と称する

(目 的)

第2条 本会は、千葉公園において、学校生活では学びきれない文化やアートに子どもたちが
 出会う機会を創出し、子どもたちの知的好奇心を呼び起こし、子どもたちが、自身
 の持つ果てしない可能性に気づき、それを育むことで将来地域に根差した人物として
 成長し、活躍することを目的とする。

2 本会は、主たる事業として収益事業は行わない。

(活動・事業の種類)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動、事業を実施する。

- (1) 地域の小中高生等が受講する『芝庭の寺子屋』の企画又は講座運営業務の管理及び計画に関すること。
- (2) 地域の小中高生等が受講する『芝庭の寺子屋』における講座の運営受託者等の選定に関すること。
- (3) 前条の目的の達成に必要な活動の一切。

(会 員)

第4条 本会は、以下の会員種別により構成する。

- (1) 実行委員は、第2条の目的に賛同したうえで、本会の活動を自ら主体的に行うことを希望して入会する個人又は団体とする。
- (2) 賛助会員は、第2条の目的に賛同したうえで、実行委員会の運営活動に対して協賛・寄附等により金銭的に支援するために入会する個人又は団体とする。

(入 会)

第5条 実行委員として入会しようとする者は、本会が別に定める入会申込書により実行委員長宛に申し込むものとし、実行委員会議の決議により承認を得るものとする。

2 賛助会員として入会しようとする者は、協賛金申込書を実行委員会に提出し実行委員長及び他の実行委員1名以上の承認を得るものとする。

(欠格条件)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、入会することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、同第2条に関連する者が、その事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等、積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) その他、実行委員会が不相当と認める者

（退 会）

第7条 会員は、退会届を実行委員長に提出することにより任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員が死亡したとき（個人の場合）。
- (2) 会員が解散したとき（法人、団体の場合）。
- (3) 実行委員長からの連絡に対し、6カ月以上の期間に渡って返答がないとき。

（除 名）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合に実行委員長は、実行委員会議の決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 規約又はその他の規程等に違反した場合。
- (2) 『千葉公園子ども文化振興実行委員会』又は『芝庭の寺子屋』の信用を著しく棄損した場合。
- (3) 会員が廃業、解散等により活動を停止したとき。
- (4) 第6条に規定する欠格事由に該当したとき。
- (5) その他『千葉公園子ども文化振興実行委員会』又は『芝庭の寺子屋』の運営にあたり重大な支障が生じると認められたとき。

（役 員）

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 監査役 1名

2 実行委員長及び監査役は、実行委員の互選により選出する。

3 実行委員長の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

4 監査役の任期は1年とする。

5 実行委員長と監査役の兼任はできない。

(職 務)

第10条 本会の役員は、次の各号に掲げる職務を執り行う。

- (1) 実行委員長は、本会を代表しその業務を統括する。
- (2) 監査役は、本会の会計状況を監査する。

(解 任)

第11条 役員が次のいずれかに該当する場合は、実行委員会議の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 会員本人より相当の事情の申し入れがあるとき。
- (3) 職務義務に違反した場合。

(実行委員会議)

第12条 本会の決議は実行委員会議をもって採決し、年に1回開催するものとする。ただし必要があるときは、適宜開催できるものとする。

2 実行委員会議は、以下の事項について決議する。

- (1) 本会規約の制定、改廃に関する事項
- (2) 事業計画、事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算等年間収支決算報告に関する事項
- (4) 役員を選出、退任及び解任に関する事項
- (5) 本会の運営に関する重要事項

3 本会議事の決定は、規約の制定、改廃に関する事項及び役員解任に関する事項については、出席数の4分の3を以って決する。それ以外の議事については出席者の過半数を以って決する。

4 実行委員会議は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

5 実行委員会議は、議事により既定の決議数を以って決定する。

6 実行委員会議の議事については、議事録を作成して記録する。

7 実行委員長が認めた場合は、実行委員以外の出席を求め意見を聞くことができる。

8 実行委員長が必要と認めるときは、会議を書面により行うことができる。

(事業報告書及び決算)

第13条 実行委員長は、毎年事業終了後2か月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て実行委員会議の承認を得なければならない。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(運営事務局)

第15条 本会の事務及び実務を処理するために運営事務局を置く。

- 2 運営事務局は、株式会社拓匠開発内（千葉市中央区弁天2丁目20号20番）に設置する。
- 3 運営事務局は、株式会社拓匠開発及び一般社団法人千葉公園 YohaS 振興会が担うものとする。
- 4 本会の取り決めにより決定した企画及び実務に関する各法規上の社会的責任は、運営事務局としての団体又は組織に帰属する。
- 5 本会の事務処理、運営等により第三者との間で紛争が発生した際には、これを全て運営事務局において対応する。

(委任)

第16条 この会則に定めのない事項は、実行委員会議を経て、決議に基づき、実行委員長が別に定める。

- 2 実行委員が決議に際し、実行委員会議への出席ができない場合は、別途委任状を以って実行委員長へ一任できるものとする。

(資産管理)

第17条 本会が運営する事業年度における余剰金は、必ず次年度へ繰り越すこととする。

- 2 各事業年度における余剰金は、実行委員会及びその他関連団体等への分配は、行わない。
- 3 各事業年度内における資金の内、実行委員会議の決議を経て公益社団法人、公益財団法人、災害復興支援金及び義援金、寄附金として譲渡することができる。

(解散)

第18条 本会が解散する場合は、下記の事項を定めて清算をする。

- 2 解散した時は、その残余財産を千葉市に帰属する。
- 3 解散した時に千葉市が指定した場合は、その残余財産を公益社団法人又は、公益財団法人に譲渡する。
- 4 上記処分は、実行委員会議により決定する。

附則 1 この会則は、2024年6月1日から施行する。